

見積心得

福島県富岡土木事務所

見積書は、次に掲げる条件及び通知に掲げる条件に違反した場合、無効・失格とする。また、見積書を一旦提出した後において、見積書の書換え、引換え又は撤回を認めない。

第1 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 1 見積参加資格のないものが見積した見積書
- 2 鉛筆書きによる見積書
- 3 見積金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書（契約金額は見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額とする）
- 4 宛名、商号又は名称、押印のいずれかがない見積書（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない見積書を含む）
なお、見積書の宛名は「福島県富岡土木事務所長」とする
- 5 日付がない又は通知日から見積書の提出日までの期限内の日付となっていない見積書
- 6 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書
- 7 工事（委託業務）名、工事（委託業務）番号、工事（委託業務）箇所のいずれかが通知と一致しない見積書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）
- 8 工事において、見積書と見積内訳書の工事価格が一致しない見積書
- 9 見積書及び見積内訳書の全部または一部を提出しない者が見積した見積書
- 10 委任状を持参しない代理人が提出した見積書
- 11 同一事項の見積書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- 12 同一人が同一事項に対して2通以上の見積書を提出した場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- 13 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の見積書
- 14 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書

第2 次に該当する見積書は失格とする。

- 1 最低制限価格が設定されている場合において、見積金額が最低制限価格を下回る見積書

第3 複数者が最低の価格をもって見積もりした場合の取扱

- 1 複数者が最低の価格をもって見積もりした場合には、福島県入札監理課ホームページ掲

載の「福島県工事等競争入札心得」別紙「入札におけるくじ」に記載されている「1 郵便入札の場合」による方法でくじを行い、受注者を決定する

- 2 くじの数については、見積書の備考欄等に任意の3桁の整数を記載すること。なお、記載がない場合は、有資格者コードの下3桁をくじの数とする

【参考】

見積内訳書の作成においては、福島県入札監理課のホームページに掲載されている以下の様式に準じて行うものとする。

「見積内訳書」、「見積内訳書記載例」、「見積内訳書を作成する際の留意点について」

(URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-5.html>)

※見積合わせ参加者は、暴力団排除に関する誓約（別添）を承諾のうえ、見積書の提出をしなければならない。